

第2回農林水産省政策評価会林野庁専門部会議事録

1. 日 時 平成19年8月6日（月） 15:00～16:30
2. 場 所 農林水産省第2特別会議室（農林水産省本館4階）
3. 出席者 林野庁専門部会委員
太田座長、亀山委員、神田委員、宮城委員
林野庁
林政部長、企画課長、経営課長、木材産業課長、木材利用課長、
計画課長、造林間伐対策室長、治山課長、研究・保全課長、
業務課長
4. 議 題（1）平成18年度政策の実績評価結果についての報告
（2）平成19年度政策の実績評価の目標設定に関する意見交換等
（3）その他

5. 議事録

（太田座長）

それでは、ただいまから第2回農林水産省政策評価会林野庁専門部会を開催いたします。まず委員の出席でございますが、本日は三善委員が所用につき御欠席でございますので5名の御出席でございます。また、政策評価委員におかれましては本日田中委員1名の御出席ということになっておりましたが、実は田中委員は風邪を召されているということで欠席という通知をいただきました。それから高橋委員はまだ見えておりませんが、見えられないということでございます。時間でございますので始めたいと思います。それでは、林野庁長官より御挨拶をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

（林政部長）

林野庁の林政部長をいたしております島田と申します。林野庁長官に代わりまして一言、農林水産省政策評価会林野庁専門部会の開催にあたりまして御挨拶をいたします。

まずはじめに、委員の皆様方におかれましては、大変御多忙中にも関わりもせず、専門部会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。御礼を申し上げます。

森林につきましては、安全で安心できる暮らしを実現するために重要な国土の保全、水源涵養などの多面的機能を発揮しており、その重要性の認識というものはますます高まってきていると考えているところでございます。また、それを支える林業につきましても、木材をはじめ、様々な林産物を産出する産業でございます。その持続的かつ健全な発展は森林の有する多面的機能を発揮させ、豊かで潤いのある国民生活を確保する上でも大変重要となっているところでございます。

さて、農林水産省におきましては、政策評価が実施されるようになってから7年が経過

しているところでございます。一般に政策評価の目的につきましては、国民に対する説明責任を行政が果たすこと、また、国民本位で質の高い行政を実現することとされておりますが、まだまだ国民に対しまして分かりにくい面もあり、様々な施策が何を目的として、また、どのような効果を発揮しているのかということ、国民に対しより一層的確に説明していく必要があると思っております。

本日は、林野庁が所管をしております二つの政策分野につきまして、平成18年度政策評価の御報告と平成19年度政策評価の目標設定等につきまして御意見を賜るということで議事を予定しているところでございます。委員の皆様におかれましては忌憚のない御意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(太田座長)

島田林政部長、ありがとうございました。議事に入ります前に事務局より配布資料の確認をお願いします。

(事務局)

事務局より、まずはじめに7月10日の人事異動によりまして、木材利用課長と研究・保全課長が代わりましたので御紹介させていただきます。岩本木材利用課長でございます。

(木材利用課長)

岩本でございます。よろしくお願いします。

(事務局)

渋谷研究・保全課長でございます。

(研究・保全課長)

渋谷でございます。よろしくお願いします。

(事務局)

次にお手元に配布しております資料について御確認させていただきます。まずダブルクリップで閉じております第2回農林水産省政策評価会林野庁専門部会議事次第以下一連のもの、それから農林水産省政策評価会委員会名簿、更に今回の出席者名簿を配布させていただいております。委員の先生方には事前に配布させていただいておりますが、今日配布しましたものとの違いにつきまして正誤表をつけております。あと座席表でございます。以上でございます。

(太田座長)

どうもありがとうございました。それでは本日の専門部会は平成19年度の政策評価結果書案作成に当たって、できるだけ早い時期に幅広い観点からの御意見をお聴きし政策評価の適切な実施に役立てたいとの趣旨から、本格的な検討に入る前の段階で開催しております。委員の皆様におかれましては、本部会の趣旨を御理解いただき今後の本格的な検討に

資する意見をいただければと考えております。

それでは議事次第に従いまして進めさせていただきます。まず、「平成18年度政策評価結果について」の報告、引き続いて「平成19年度政策の実績評価の目標設定について」事務局より御説明願います。

(企画課長)

企画課長の榎本でございます。資料に即しまして御説明させていただきます。

まず、資料1、平成18年度政策評価目標及び実績の一覧でございます。これにつきまして前回の専門部会で御議論いただいた結果を一覧表にまとめております。内容としましては変更点はございません。

この評価結果につきましては、前回開催させていただきました専門部会の後に、農林水産省の政策評価会を経まして、先月の25日に農林水産省として公表を行っております。林野庁といたしましても、今後、平成20年度の予算の概算要求を迎える訳でございますが、この評価結果を的確に反映させていきたいと考えているところでございます。

続きまして、資料2-①でございます。これに即しまして平成19年度政策評価における目標について、現段階でございますが目標設定の方向について、簡潔に御説明させていただきます。

資料2-①の1ページ目、左の方の欄を御覧いただきますと、「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」と書いてございます。これが政策分野の一つ目でございます。この目標の①「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」、これがこの政策分野の中の幾つかある目標の一つであります。従前より「水土保持機能」、「森林の多様性」、「森林資源の循環利用」という指標を基に評価してきている訳でございます。今、京都議定書の達成に向けて森林吸収源の対策の実施が加速的に行われております。そういった状況を目標に反映させるために、「水土保持機能」、「森林資源の循環利用」の目標値を修正することとしております。また、併せまして参考として森林吸収源目標の現状と将来の目標を参考データに追加していこうと考えております。

同じ政策分野の目標の②「国際的な強調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」につきましては、海外における持続可能な森林経営の寄与度といったもので目標設定をしております。方法としましては事業実施国に対しますアンケート調査結果でやってきており、基本的には現行目標を踏襲しようと考えておりますが、先般、御議論いたしました際に委員の方からCDM植林の取組状況といったようなものを参考データとして追加してはどうかということもございましたので、それを追加しようと考えているところでございます。

目標の③「山地災害等の防止」、目標の④「森林病虫害等の被害の防止」につきましては現行の目標を踏襲することとしております。

目標の⑤「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」という項目ですが、平成18年度の評価までは、森林ボランティア団体がどのくらい育っているかといったようなことで、その総数を目標として設定してきました。しかし、これもその数値を達成したということから、今回は新規の目標設定をするということで、森林づくり活動への年間延べ参加者数、これを増加させるということに目標を変更してはどうかということと考えており

ます。

目標⑥につきましては、現行の目標を踏襲することとしております。

次のページをおめぐりいただきますと、2ページ目、政策分野の二つ目ですが、一番左を御覧いただきますと「林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進」という政策分野に対しまして目標が2つ立てられてございます。目標の①「望ましい林業構造の確立」につきましては、現行の目標を踏襲することとしております。

目標の②につきましてはですが、国産材利用の普及啓発活動につきましては、評価に何か盛り込んだ方がよいという指摘を前回受けております。それを踏まえまして、国産材利用に関する普及啓発の状況が分かるデータを追加しております。

こうしたことを反映させますとともに、分かりやすい形にするため表現を直したものが資料2-②以降に添付してございます。

これらのうち、目標の①、⑤につきましてそれぞれ計画課長、研究・保全課長から御説明させていただきます。

(計画課長)

計画課長でございます。目標の①につきまして御説明させていただきます。恐縮ですが資料2-②の1ページを御覧いただきたいと思っております。先ほど企画課長から話があったけれども、この1ページのところで端的にどこを変えたかということでございますが、まず、この表の施策に関する目標①の(ア)水土保持機能、育成途中にある水土保持林のうち機能が良好に保たれている森林の割合を維持・向上させる、という欄の目標の平成20年度の数値を以前は66%でございましたが、71%に変えてございます。それからそれと連動いたしまして平成19年度の目標数値を67.63%と変えてございます。ここが大きな一点目でございます。

それから二点目は(イ)森林資源の循環利用、育成林において安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加させる、という欄の平成20年度の目標値を9億6千万 m^3 から9億8千万 m^3 に変えてございます。それに併せまして平成19年度の目標値を若干上げてございます。ここの点が大きく変わったところでございます。

それでは、まず(ア)の水土保持機能について御説明いたします。ここは育成途中にある水土保持林のうち機能が良好に保たれている森林の割合ということでございますが、実は森林吸収源対策を推進するというようなこともございまして、今まで育成途中という概念の中で対象としている育成林というものを3齢級～9齢級、11年生～45年生までを対象にしておりましたが、これを3齢級～12齢級、11年生～60年生までも対象として、施策の効果を把握していく必要があるのではないかと考えております。また、森林吸収源対策として加速化するということがございましたので、そういった点も併せて修正しております。このことについてはまた改めて御説明いたします。それで(ア)の数値を変えますと、(イ)の森林資源の循環利用の安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加させるという指標でございますが、実はこれも影響を受けるということでございます。具体的にここの数字は、路網から効率的な作業が行える200mくらいの育成林の資源量を把握して、この数値を増加させるというものでございますが、間伐をはじめとした森林整備を加速化していくと、路網整備をするということになり、そういった意味で結果的に数値が上がるとい

うような構造になっております。こういった平成20年度の目標というものを変えたと、変えたいということになりまして、平成19年度の目標値も、新たな平成20年度の目標値とそれから従来ございました平成18年度の目標値の中間的な値を平成19年度の目標値として設定したということでございます。

従来の目標でございますが、これは森林・林業の施策の中で森林・林業基本計画があり、それに即して全国森林計画、これは15年間の計画でございますが、そこに森林整備の目標を掲げまして、その達成に向けて、それから過去の森林整備の実績なども考慮しながら、当分必要な5年間の目標というもので設定していたものでございます。こういった目標ではございましたが、実は今年2007年でございますけれども、2008年から京都議定書の第一約束期間、2008年から2012年まででございますが、第一約束期間がまもなく始まるというようなことがございまして、昨年、森林に関するいろいろなデータをできるだけ条約事務局の審査に耐えられるような形で、きちんとした数値を集めていって将来の森林吸収量を試算したところでございます。この結果につきましては、前回の委員会でも若干御説明させていただいたかと存じますが、森林吸収目標として1,300万炭素トンでございます。現状のまま推移すると毎年あたりあと110万炭素トンほど足りないのではないかとということが分かってまいりまして、これを解消するためには、今後平成19年から6年間で毎年20万haの間伐をはじめとした森林整備を追加的に実施しなければならないということが分かってまいりました。そういったことで、出来る限り森林吸収量としてのカウントができるようにもっていきたいということでございます。その際、森林、育成林の生長の関係でございますが、御承知のように一定の林齢を超えれば、生長量が単位面積あたりの生長量は落ちてくる訳でございますので、今の育成林の齢級構成、年齢構成というものを考えた場合、45年生までの森林でみるよりも、もう少し幅広く60年生までのものを見た方がいいのではないかと、立地条件にもよる訳ですけれども、できるだけ12齢級までの森林についてカウントできるようにしたほうが良いという考えでございます。また、林野庁が行っておりますいろいろな造林関係、間伐関係の補助事業の要件も45年生で一区切りというものもある訳ですが、60年生までを対象としている事業もかなり増えてきておりますので、そういった意味で一つの考え方として60年生までの育成林というものを対象にして目標値を設定していきたいと考えております。そして、それが対象となる育成林の考え方でございますが、更に今回、実は森林吸収源対策を加速化するという観点もございまして、平成18年度の補正予算、それから平成19年度の当初予算の中で大幅に予算の追加が措置されております。具体的に申し上げますと、補正予算と当初予算を併せて765億円という国費でございます。かなりな水準であろうと考えておりますが、こういった状況を踏まえ、更にはこれから平成20年度の概算要求を迎える訳でございますけれども、森林吸収源対策推進のための所要額の確保に努力していきたいと考えております。平成24年までが第一約束期間であります。そういったところまで従来水準よりも毎年20万haの間伐をはじめとした森林整備が実施できるよう、政策目標においてもこれをきちんと反映させたものにしていきたいと考えているところでございます。こういったことから従来設定されていた目標の中で(7)の水土保持機能につきまして、算出方法を見直して更に目標設定そのものを引き上げたということでございます。

それから(ウ)については、先ほども若干触れましたが、具体的には間伐などの森林整備

が加速された場合、路網整備も併せて促進されるということになります。そうすると路網から距離が近くて安定的かつ効率的な木材供給が可能となる森林の面積も増える、そうすると資源量も増えるということでございますので、そういったもので計算いたしますと、(ウ)の目標値自体も上向きに見直すことにしたということで、こういった数値にさせていただきたいと考えているところでございます。

それからこの資料の2-②の5ページ以降でございますが、「データ、資料等」ということになっておりますが、これまでの資料に追加したものとして6ページでございますが、ただいま御説明したような内容でございます。6ページの上の方の水土保持機能の目標値と実績値の推移、それから森林資源循環利用の目標値と実績値の推移、見込みも入っていますがそれぞれ若干ではございますが上方に数字が上がっているということでございます。それから7ページでございますが、7ページの真ん中ほどに森林吸収量の見通しのグラフを入れております。平成17年度の数字が出ておりますが、これは今年の5月に公表し条約事務局に報告をさせていただいた数値でございます。先ほども御説明いたしましたように平成20年度から平成24年度までが第一約束期間ということでございまして、この間に毎年1,300万炭素トンというものを確保していくということでございます。森林整備を積み重ねてまいりますので私どもといたしましては、平成20年度から平成24年度にかけまして、だんだんと若干ではありますが増えていくというような形でもって実際の姿をとらえていきたいと、それで5年間の全体の平均としては毎年あたり1,300万炭素トンということで森林吸収量を確保していきたいと思っております。こういったものを参考データとして追加させていただいたということです。

それから、8ページの海外の関係でございますが、CDM植林の実施状況ということで追加をさせていただいております。平成18年度、これは審査中ということでございますが、エクアドルとマダガスカルとこの二つの国でございますが、これに我が国の関係企業がCDM植林ができるように審査をされているというようなことで、その状況についてデータとして表記をさせていただきたいということでございます。

簡単でございますが私からは以上です。

(研究・保全課長)

続きまして、研究・保全課から、11ページとなりますが、目標⑤の「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」ということでございます。先生方のお手元につきました資料につきましては検討中と書いてあったかと思っておりますが、作業が遅れまして申し訳ございません。まず目標設定の考え方でございます。森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには広く国民の理解が必要ということで、社会全体で支えていく気運を醸成することが重要であるということ、それから森林づくり活動や森林環境教育などが活発化するとともに、企業の社会的支援政策の一環として、森林づくりの参加なども広く見られているということでございまして、本年の2月から官民一体、政府一体になりまして「美しい森林づくり推進国民運動」というものに取り組んでいるところでございます。今後こうした企業とかNPO等様々な主体がこの森林づくりの活動を促進し、森林・林業の整備、及び森林整備と保全を推進するためには広く国民の参加が必要であるということで「森林づくり活動への参加者数を増加させること」を目標にさせていただきたいと思っております。

す。

目標値につきましては、これまでは森林ボランティアの団体数を目標値としておりまして、平成15年度の1,165団体から、平成18年度は1,600団体とすることを目標にしていまして、かなり増加しまして1,863団体ということで順調に伸びております。また、先ほど申し上げました「美しい森林づくり推進国民運動」というものも進んでおります。こういったことから、CSR運動を行っている企業、NPOそれぞれの活動、森林づくりの運動が更に活発になるということで、真ん中ぐらいにあります、「このため」以下でございますけれども、林野庁としても多様な森林づくりの企画への支援など様々な施策を行うことによりまして、森林ボランティア活動あるいはCSR活動の活発化を図り、新しい目標といたしまして森林ボランティア活動への年間の延べ参加者数（推計値でございますが）、これを平成18年度約70万人と推定されますけれども、（ちょっと訂正いただきますが「平成20年度」となっていますが）「平成21年度」に100万人にするということを決めさせていただきたいと考えております。いわゆる100万人の森林づくりというようなイメージになろうかと思えます。ちょうど推計をしてみますと100万人前後にこのままの伸びですとなっていくということは推定されますので、ちょうどきりのいい数字であります100万人ということを目標に参加をお願いしていくということを考えております。

なお、この目標値でございますが、「森林づくり活動についてのアンケート調査」というのを3年ごとに行っておりまして、平成19、20年度につきましては、このデータが得られないということになりますので、中間年については参考指標により総合的な判定を行っていきたいと思っておりますのでございます。真ん中以下がこれまでのアンケートの集計結果のデータでございます。次のページが推計値、一番上のグラフが推計値で、平成15年度が40万人、平成18年度が70万人、平成21年度が100万人を目指すということにしております。真ん中のところが、ちょうどデータが採れない平成19、20年度の参考指標値ということで、企業による森林づくりの活動実績箇所数と森林ボランティアの活動件数は毎年データを採っておりますので、このデータを基に中間年で伸びを推計して行って、平成21年度に達成できるかどうかということ推計していきたくて考えているところでございます。あとは、参考データでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

（太田座長）

どうもありがとうございます。ただいまの説明につきまして御質問御意見がありましたらお願いしたいと思います。今後林野庁において目標を立てる上で委員の皆様の意見は非常に参考になると思われまますので、先ほど提案があった部分及び従来の目標も含めてどのようなことでもかまいませんので御意見をお願いいたしたいと思っております。どこからでも結構でございますのでよろしくお願いいたします。

（亀山委員）

前回出られなかったものですから、2、3教えていただきたい。

1ページで①の御説明をいただいた訳ですが、機能が良好に保たれる森林の割合が3齡級～9齡級から、3齡級～12齡級に替えて考えるということにしたと理解していいで

すか、そういうことですね。そのときに、要は齢級が上がっていけば当然年間生長量は落ちていく訳でしょうから、こういう考え方を更に発展させて、私は長伐期にしていくのは悪くないことだと思っておりますが、長伐期にしてもっと齢級を上げていった方が蓄積量も増えていきますのでよろしいだろうと思うのですが、そのことについて、つまり、齢級をもっと上げて20齢級くらいにしたらどうかというふうな話ですけれども、「機能が良好に保たれている森林の割合」という森林だというふうに表示していいものかどうか、その辺で齢級についての議論をどうなさったのか教えてください。

(太田座長)

それではよろしく申し上げます。新しい先生方もいらっしゃいますし、前回御欠席ということもありますので、少し説明をしていただければと思います。

(計画課長)

ここで掲げているのは政策評価の指標として、どういったものを掲げた方がいいかというのがまず根底にある訳でございます。そういった意味で従来はどちらかという水土保全林のうち機能が良好に保たれている森林の割合を向上させるということになると、施策の対象としてどういったものが一番典型的に出てくるかということをお考えまして、当時平成14、15年ぐらいの段階ですけれども、緊急間伐対策をきちんとやっていかなければならないというのが大きな政策の目標として、政策というか全体としてありました。そういった育成林における間伐というものを考えた場合、通常の場合補助対象が35年生までというのが、やっと平成12年ぐらいから45年生まで齢級を引き上げて、そこで対応してきたということもございまして。そういったことを踏まえましてやはり水土保全林で機能が保全されたものとして典型的に示すものとして、11年生から45年生までということをお考えいただいております。それが従来の考え方でございます。

今回は、実は森林吸収源を加速化していかなければいけない、それで我が国に与えられた1,300万炭素トン、全体の6%のうちの3.8%に相当するものでございまして、これをきちっとやっていかなければいけない。第一約束期間は来年からですが、私どもとしてもなんとか実行して確保していきたいと思っております。昨年の暮れの段階でいろいろなところと議論をさせていただき、補正予算も含めて手の届くところと申しますか、やれる環境ができたということもございまして。そういったときに森林吸収量を計算した場合に育成林をできるだけ幅広くとりたいということがございまして。

先生も御承知のように、林齢と単位面積あたりの生長量と比べますと、比較的若い林齢ないしは40～50年くらいまではだいたいある程度の生長量は見られる、確保することが出来るだろうと判断される訳ですが、そういったときに、少なくとも60年生までの育成林については、よほど道から遠くて手入れするのが難しいというのは別として、少なくとも8割以上は森林吸収源としてカウントしてできるようにしないと、なかなか確保すること自体難しいだろうと想定されました。私どもの施策の対象、いろいろな補助の対象にしても、例えば長伐期の育成林についての補助対象とか、高齢級の間伐、抜き切りをどこまでやっているとか、そういった施策対象を考えても、60年生くらいまでは評価の対象として広げていってそこで幅広く見ていただいたほうがいいのではないか、そういう考え方にたった

ということでございます。もちろん、先生が今おっしゃったように、例えば80年とか90年とか、そういった森林も単位面積当たりの吸収量は落ちるとはいえ生長を続けている訳でございますし、そういったところまでカバーして評価をするという考え方もあるだろうとは思いますが、私どもとしてはそういった施策の推進効果はある意味ダイレクトにといいますかできるだけ効果が分かるように反映できるような範囲を考えまして、補助体系との関係もある訳でございますけれども、60年で一つの線を引かせていただいて、今回御提案させていただいているという状況でございます。

(太田座長)

ありがとうございます。今の点は、間伐対象林分としての林齢を45年よりも上げるということも含まれるのでしょうか。その辺りどういう感じですか。

(計画課長)

補助体系としては、間伐という補助体系では45年上限ということなのですが、いわゆる高齢級の抜き切りとかにつきましては、手入れを行っているということで入れるということです。政策意志としてそういうことが対象となっているので、この数値は分母に入る訳でございますけれども、その部分に12齢級、60年生までものを対象としてやったらいかがかと考えています。

(太田座長)

生長量のほうは、よく言われているように今までの標準伐期齢よりも少し伸ばしても生長はかなりしているというデータはあるという形も含めて、60年までは吸収源として可能というか妥当だろうとこういうことですよ。亀山先生いかがでしょうか。

(亀山委員)

当面は60年くらいまで延ばすと、でも長伐期によって施業を考えるともっと先の方に延ばしてもいいのかなと思うのが一つありますのと、それから今太田座長から言われました間伐という概念が45年までが補助対象となっていますけれども、少し考え方そのものが変わっているというのがあるかなということを考えるものですから。質問させていただきました。

(太田座長)

生長量のデータから標準伐期齢よりももう少し上げる、80年とか100年とかでも結構という話はあるんですけども、今実際に公表されているものは、今までの標準伐期齢に当たるものと比べると、どのくらいまでと言われているんですか。明らかに80年くらいまではデータとしてもあると思うのですが。

(計画課長)

今回の森林吸収源の関係で、全国トータルで7万点以上のサンプリング調査をしましたが、その中で標準伐期齢、いわゆる森林計画書の標準伐期齢は40年前後が一番多い筈です

が、それよりはもう少し高いところに行くようになっていきます。ですから50～60年ぐらいまではそれほど落ちないだろうと思っております。そういったところと、今回の場合、ちょっと繰り返しになって恐縮ですが、政策評価の指標としてどうかというものを考えた場合に、もちろん政策の対象は80年生とか90年生とか全ての森林が対象ですが、濃度というものを考えた場合、その辺までを考えた方が逆にどういう施策を打って、どういう効果が上がったのかがよりダイレクトに出てくるという意味においてそこで線を引かせていただいているということで、決して80年生、90年生の森林が意味がないということを申し上げている訳ではございません。

(亀山委員)

今の件に対しては、できるだけそういう長伐期に向けていいデータを揃えておいていただけるとありがたいという意味で質問させていただきました。ありがとうございました。

(神田委員)

目標⑤の「国民参加の^{もり}づくり」というところで「国民参加の^{もり}づくりと森林の多様な利用の推進」というタイトルとなっている訳ですが、目標値というのは活動に参加する人数という形で、参加することに意義があるのかなと思ってしまうのですが、その人数だけでいいのだろうかと思います。本当に美しい^{もり}をつくるのが目的であれば、美しい^{もり}というのが国民的にどう共通認識をもたれているのかとか、将来どういうふうにしたいというような内容だとか、イメージだとかをより広く共通に持つことがまず大事ではないかと思うのですが、どうしても参加の人数という形で、分かり易い数字ということではそうなのですが、それで美しい^{もり}ができるかどうかちょっと見えにくいです。その点見えるようにしていただきたいのと、「美しい^{もり}づくり推進国民運動」といわれても、何を「美しい^{もり}づくり推進国民運動」といっていいのか、一般的には伝わってこないんですよね。見た目が美しいのか、いろいろな意味で機能まで含めて美しいのか、そういったことが伝わってこないような気がいたしまして、なんか歯がゆい感じがするのですが、もう少しその辺の説明をしていただけますでしょうか。

(太田座長)

どうもありがとうございます。この「国民参加の^{もり}づくり」は、確か前回の委員会で議論があって、それで団体だけでは頭打ちになるというのかそういうことも含めて新しい指標を考えたかどうかという、高橋委員から御提案があったことに関して、新しく団体数ではなくて参加人数を考え始めたと、こういう経緯だと思っておりますが、御説明よろしく願います。

(研究・保全課長)

神田委員の御指摘のいわゆる美しい^{もり}のイメージを数値化、指標化というのはなかなか難しいと思うのですが、当然どういうものが美しい^{もり}なのか、林野庁としてどう考えるかというのももちろんですし、政府全体としてどう考えていくかというのは示していく必要があるかと考えます。私が考えるには、機能と景観、見た目の美しさというのは、

機能美とかいろいろ複合的なものが絡んでいると思いますが、こういったものが美しい森林^{もり}ではないかというのを示すのも一つの方法かと思っています。それがないとやはり参加する方のイメージというか、やってみたいなというような気持ちもなかなかおきないでしょうし、こういった美しい森林^{もり}をつくっていきましょうというイメージづくりも非常に大切と考えております。ただ今年の2月から始まったばかりの事業でございます、これから美しい森林^{もり}のイメージを発信していかなければならないと考えております。

これまで団体の数ということでやってきましたが、団体によっていろいろ活動も内容も違いますし、やり方も違うということで、より分かりやすい指標の一つとして実参加者がどのくらいいるのかを今回は採らせていただいたということでございます。イメージづくりの面はまた別途、いろいろな媒体を使って国民の皆様にも明らかにしていったら参加を促すようなことをしていきたいと思っています。当然、地球温暖化とかいろいろなものが含まれていますが、今のままだと分かりにくく参加しにくいだろうと思いますので、美しい森林^{もり}というものがどういうものかというイメージを分かりやすく示すということも今後の課題として、神田委員の御指摘も踏まえて進めていきたいと思っています。それを明らかにすることで更に参加者を増やしていけると思いますので参考にさせていただきたいと思っています。

(太田座長)

「国民参加の森林^{もり}づくり」ということで、参加している、どのくらい参加してくれるかの指標ということなので、団体数が同じであっても、より参加者が多くなればそれは発展だということ、参加者数を今度は採ったのではないかということだと私は推測しています。それはこの前に議論があったように団体というのは限りがあるだろうということだと思わんですが、それと「美しい森林^{もり}づくり推進国民運動」はその一環として説明されているのですが、多分この指標とは直接関係はないのかなと私は思っているんですが、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

(研究・保全課長)

基本的には森林^{もり}づくりに参加する人をいかに増やしていくかということが発展的に「美しい森林^{もり}づくり推進国民運動」に繋がっていくと考えられますので、両方が相まって増えてくれれば一番いいと思いますが、森林^{もり}づくりを推進する方法の一つとして「美しい森林^{もり}づくり推進国民運動」というものがあるというふうにお考えいただければと思います。

(神田委員)

分かりました。ただ、参加者数が増えれば、それでいろんな運動が進んだと思っていいのかという疑問がちょっとあったものですから、やはり何をするのか、将来像を共通にこういった森林^{もり}にしていきたい、「こういった」というようなものが全体で議論されるような土壌があってですね、そして参加してそこで何をやるのか、どんなことをやられているのかが見えてきた方がいいなと思うんですね。私の方の表現もうまくできなかったのですが、まあ、とりあえずはこの辺から行きましょうかという話だったら分かる気がするのですが、ちょっとその辺が少し足りないのかなって、どんなことをそこで参加し、どんなことをするのかということ、少し、足りているのかということも少し見えるようにしていく

必要があるのかなという意味合いで申し上げました。

(宮城委員)

同じ「国民参加の森林づくり」のところですか。団体から延べ人数にしようという趣旨はよく分かるのですが、私、初めてなものですからこのところに位置付くのかどうかよく分からないのですが、最近新聞で話題になっている緑のオーナー制度とか、それから、ここで言っている多様な利用という中には素材生産という意味だけではなくて、レクリエーション的な利用とか教育利用という言葉が入っているのではないかと推測するものですから、最近マスコミなんかでは子供達に森林の中に入って体験的な学習をさせようというような動きが話題になったりしておりますけれども、そういうものもここで例えば指標として検討されていた経緯がおりかどうか、そのあたりも把握できていないものですから、これまでのそういうことに関する検討がありましたら教えていただきたいと思います。

(研究・保全課長)

ここでいう森林づくり活動とは何かということと関連するのかなという気がするのですが、広くとれば、環境教育的なものから、体験学習的なものまで入ると思いますが、ここで森林づくり活動というのは、森の造成、維持、植え付けとか下刈りとか、こういった作業を自発的に行うものを中心に考えていくものとして位置付けたいと思っています。おそらく外縁はかなり広がって、これに付随して環境教育とかいろいろな活動が行われる可能性があると思います。しかし、レクリエーション活動だけをするのは森林づくり活動ではないとは一概にはなかなか言いづらいので、何か森林管理をしつつ、そういった活動をするのは当然含まれるけれども、何らかの管理行為が行われていてそれを体験するというようなものを中心に考えていくということが基本的にはあると思っています。ただ、中身はアンケートだけのデータではその辺の関係はおそらくきちんとできないと思うのですが、考え方として、評価のほうは何らかの形で森林に手を差し伸べるということをやっていく活動を中心に考えていきたいと思っています。

(亀山委員)

私も「国民参加の森林づくり」に少し質問があるのですが、国民参加は参加することに意義があるのだから、あえて根拠に状況を見るというのは一つあると思います。もう一方の企業による森林づくり活動の促進ですが、これが企業の環境レポートを見ますと、かなりの企業で森林づくり活動に参加していますと書いてあると、ちらっと書いてあるんですけども、いったいこれが実態としてどの位やられているのかということの一つは知りたいということ。

もう一つは、森林づくり活動の促進が重要だという論拠というか根拠というものをどういうふうに考えていったらいいのか。経団連は自然保護協議会で、かなり自然保護に関しては熱心にやっておられますが、多分それは環境汚染したり自然を破壊しているという意識が多少なりともおありだろうから熱心なのかなと、私はちょっと変に意地悪い見方で見ているんです。そういうこともあろうかと思うのですが、企業にとって森林づくり活動に参加していただくということが重要だということに対する何か論拠をしっかりとつことも

必要かと思うのです。例えば自動車会社の様なところは当然CO2の負荷を増やすようなことをいっぱいやる、そういうものを造っている訳ですから、もっとその辺を何とかしなさいよとか、いろんな言い方はあると思います。一般的には環境負荷の大きいところはCO2の排出にも貢献している訳ですから、いろいろな意味で企業が森林づくり活動に参加すべきであるとか、しなければならないとか、言葉の言いようがあるかと思いますが、もう少しその辺の根拠を示しながら、これはやらなければならないことなんだということとして進めていっていただくことも大事なんじゃないかなという気もする訳です。どうも企業はやっているような振りだけしてておしまいなんて、そういう傾向が見られますけれども、もっと積極的にちゃんとやりなさいというような何か方法がとれないものかと、意見のような質問のようなことです。

(太田座長)

御意見とは思いますが、何かコメントがございますか。

(研究・保全課長)

企業による森林づくりにはさまざまな形がありまして、一つは寄付をするというお金で助ける、あるいは企業が森林を自分で手に入れて社員とか顧客の方々に森林づくりに参加してもらい、あるいはNPOに協力するといったものがあって、緑の募金をして使途限定してこういう活動にお金を出すということがあったりします。

平成16年度は94箇所民有林の中で活動数がありましたけれども、平成18年度には244箇所に増えているというデータがあり、企業のCSRの取組としては非常にクリーンなイメージを出しやすいということから増えてきているという気がいたします。テレビのコマーシャルでも、かなり環境、森林づくりをしていますというようなものを、東京電力とかいろいろやられているということが見られますが、やはり自主性が非常に重要で、国からあなたのところはこうだからやりなさいということよりは、自分たちの企業として考えていただいて進めていくということが長続きもするし、企業の働き手の皆さんも参加しやすいという感じがしています。全般的に見てますと企業の森林づくりというのは今後ともおそらく増えていく傾向にあるでしょうし、そうあってほしいと思っています。ただ、どうやっていいのかわからないという議論もたくさんあると思いますので、その辺のマッチングとか地元で望んでいることと企業と繋げるとかいろいろなことを「国民参加の森林づくり」あるいは「美しい森林づくり推進国民運動」の中で展開していけばいいのかなと考えております。特に企業の参加というのは、参加者数が相当の数になる場合もあり、非常に期待をしているところでありますので、うまく進んでいくようにしていきたいと考えているところでございますが、決して行政側が強制してやるということは今のところ考えていないということでございます。

(太田座長)

どうもありがとうございます。政策として参加者を増やしていくという御指摘と、先ほどから神田委員も言われていますように、上滑りではなくて実質的な森林づくりに政策としてどう繋げていくかということだろうと思いますが、よろしゅうございましょうか。

他の目標につきましては、現行の目標を踏襲すると書かれておりますので、説明がされていないのですが、ここあたり、名指しして申し訳ありませんが、宮城委員あるいは神田委員から見て、何かこの辺はどうなのかとかあるいは解釈として分からないとかいうことがございましたらこの機会にお出しただければ御説明いただいてもいいと思いますので、何かありましたら更に御質問をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

(神田委員)

国産材の供給というところでいいでしょうか。

(太田座長)

国産材のほうは、政策分野「林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進」というところの目標の②の辺りだろうと思います。この辺りも前回少し議論がありまして、その議論についてデータを追加したということでございますがこの辺りででしょうか。

(神田委員)

前回は申し上げたんですが、中国との関係等によって、国産材が使われるようになってきたというお話がありましたけれども、私の経験として、去年、家もりホームしたりしたのですが、国産材を使って欲しいといってもですね、それはなかなかうんと言わなくて、結局使えないという状況があったのですけれども、実際に国産材を使うようになってきたというのが、どういうところで感じたらいいのか、工務店が使う気になっているのかどうかとその辺をお聞きしたい。それから、私達が日常的に大工センターとかそういう所に行った時に、原産地というか、原産国というのがよく分からなかったりするんですね。本当に国産材を利用して欲しいということであれば、私達だって手ごろなお値段であればという前提になりますけれども、国産材を使いたいとか、選びたいと思う気持ちが誰にでもあると思いますが、なかなか木材の表示が分かりにくくて、もう少し国産材であることを分かるようにしていくという手立ても必要ではないかなと思ったものですから、その辺をどの様になっているのか、今後どのように考えているのかを知りたいと思います。

(太田座長)

それでは、よろしくお聞きしたいと思います。

(木材産業課長)

確かにおっしゃるように、木材は食べ物とかそういうものと違って消費者が直接触れるものではないということが多いためです。そういう点では国産材というのはいくら見えても見えないという部分はあるかと思いますが、今、顔の見える木材での家づくりということで全国で200幾つか団体がありまして、そういうところでは国産材というのが見えるようになっていることはあります。そのほか、自主的に県産材とかそういう表示をして流通させようというような話もございます。

問題なのは、どちらかというと国産材ではないとだめですよというのを国がやってしまう、補助金を出してなんかやるとか、国産材を使ってやるとか、そういうやり方というの

はなかなかWTOの関係、国際的に好ましくないということで、地域での取組というのが今メインとなってきているということでございます。

もう一つその表示のやり方ですが、どんな表示があるかということ、JASの表示、AQというちょっと品質がいいものですよというような表示のやり方、昔からあるような自主的な表示、木曾ヒノキですとか吉野の杉というブランドですとか、そういうようなものはあるんですけども、じゃあそれをどこでもここでもということが出来ますかということになる訳です。やはり皆様方に安全に安心して使っていただけるよう、きちんとしたものを作っていくということが供給者としての努めだということで、いままでは、どちらかというと、作ったものを、ただ、大工さんあるいは工務店さんにある程度使っていただければいいだろうというような考え方が業界内部にまだまだあるものですから、こういったところの意識を変えていって、使っていただくというような意識にならないと、なかなか材が悪いから使えないという先入観はなくならないと思っています。

最近、姉齒事件の関係で、建築基準法、建築士法及び建築業法の3法の法律、建築物に対する法令がだいぶ変わって参りまして逐次施行されていくということでございます。それにあわせて木材のほうも、国産材の方もきちんとした品質、性能といったものを明らかにしたものを供給していくということが極めて重要と思っております。ただ、そういったことで関係者の意識も変えることも含めまして、きちんとしたものを出していくという取組を続けていきたいと考えております。

(太田座長)

関連してですけど、各県が県産材とか、或いは町とかですね、使ってもらったら補助金を出すというような形がよくありますね。これらは先ほどちょっと数字が出たようですが、実際にはどの程度普及しているのでしょうか。林野庁としては全体として国産材を使ってもらおうよというならば、WTO等の関係等で問題があるとのお話がありましたが、それならば、ウッドマイルとかも含めて環境面から売っていけば国産材を使うということも可能かもしれないとは思っているのですが、実際にはどれ位補助とかそういう制度が各県できているのでしょうか。

(木材産業課長)

住宅へ地域材、県産材を使う助成制度といったものを含めまして、平成18年度は31の道県でやっています。31の道県が補助金などそういう制度を使っているということで、5つの府県が低利融資制度、これは、県産材を使うと住宅ローンが少し安いものを適用できるように県のほうで助成しましょうということ、あるいは住宅ローンに対する利子補給といったことをやっております。

おっしゃるように国交省住宅局との間で、二酸化炭素を固定する木材で家を建てれば環境にやさしいとか、そういった部分で何か対策ができないだろうかという話の一つでございます。

もう一つは、今まではシックハウスとか健康を害するということのないようにやりましょうという話だった訳ですが、今度は積極的に健康になる、良くなるというような家づくりがないだろうかという話もございます。ただ、木材の話になりますので国産材というの

は強調できない部分もある訳です。

もう一つ、先ほど座長の太田先生がおっしゃるようにマイレージというものがございませぬけれども、これも外国から日本へくれば、ウッドマイレージ、要するに輸送に係るそのオイル、エネルギーを余計使うという話もございませぬけれども、これも北海道の木材を九州にもっていったらマイレージをいっぱい使うから良くないとかそういう問題もございませぬ。いずれにしてもその辺は、客観性なり、国内での流通の問題もございませぬので、地球全体、あるいは地域の問題、それを両方解決する方法を模索していく必要があると考えています。

そういう中でLCA、ライフサイクルアセスメントというCO2に着目したアセスメントとか、幾つかのいろいろな指標、提案、あるいは具体的にこうやっていこうという話もございませぬして、森林総研にもそういう研究もやっていただいております。そのような成果がでてくれば、そういったものも使いながら政策評価をできればと考えてございませぬ。

(太田座長)

どうもありがとうございます。木材の良さと地元材というか国産材の差別化というのはまたちょっと違うということで、省エネルギーの話が出てきています。木材としての対応とそれから更に国産材についてどう対応するか、差別化はなかなか難しいと思いますが、そういうところを克服して需要を伸ばすということ、努力しなくてはならないんだらうと思ひます。

(神田委員)

今の御説明の中で、国産材は性能品質を良くしていく努力が必要だとおっしゃった気がしますが、やはり、まだ劣るといふところがあるのですか。私も使って欲しいと言ったら、あまり良くないよと言われたんですね。ですから国産材が劣ることがあるのかなとその時は思ひてしまひて。今、お話を聞いてどうなっているのかなと思ひたのですが、もし努力がいるとしたら、今それはどの様なことが改善策としてされているのでしょうか。

(木材産業課長)

劣るといふよりは、今まであまりこれはどういう性能があるのかということを表示してこなかったといふことがあろうかと思ひます。どちらかといふと、柾目がきれいだとか、板目がきれいだとか、あるいは年輪幅がだいたいそろっているだとか、そういう見た目の部分が評価され、これが長い間続いてきた。強度とかそういった表示といふのがどちらかといふと下手だったといふことはあろうかと思ひます。

例えば、カナダのカナダツガ、英語で言うとおムロックといふのですが、普通のオムロックだとJASの格付けが合うのですけれども、カナダツガの場合は、データを出しませぬして、ヤング係数はこれで強度はこれだといひて、それを売りにしてやっている。国産材の杉も檜も建築材料としては優秀な材料だと思ひておりますし、決して劣っていませんが、それを具体的に今まで以上に分かるような形にして示していかないと、なかなか建築士のほうも使ひづらいつらいつらといふ声もございませぬので、そういったことに取り組んでいきたいと思ひております。

(太田座長)

ありがとうございます。何か他に気がついたことがございますでしょうか。これは企画課長に聞けばよろしいでしょうか。今日は高橋委員が見えておりませんが、前回、幾つか高橋委員を中心として課題が提案されたと思いますけれども、あのとき出た課題は議論していただいたのでしょうか。あるいは本日議論した課題の中で、あるいはコメントの中で取り上げられなかったものがありますでしょうか。その辺を前回の議論の続きとしてちょっと御説明していただきたいのですが。

(企画課長)

前回御議論いただきました課題は、結論からいいますと大体において対応させていただいております。その他、幾つかの先生方から質問があった事項につきましては、個別に先生方に御説明をさせていただき、それらについては内容についての御確認だということで、今回の評価方向の改善には特段入れる必要はないという整理をさせていただいております。

(太田座長)

どうもありがとうございます。そういうことでございますので、幾つか課題が出ましたけれども、一応チェックはしていただいているということでございます。ほかにございませんでしょうか。

(亀山委員)

国産材に関してお聞きしたいのですが、この場合は国有林の会議ではないので、ちょっと筋違いの質問かも知れませんが、国有林で一部森林認証をやっているところがありますよね。全体で見たときに国有林で伐られた木は、どこで伐採してとか、どの辺の山で育った木ですとか、経歴を付けて世の中に出されているのでしょうか。そのようなことをなさっていただけるとずいぶん違うという気もしますが、国有林で供給している木材もかなりあるかと思うんですけれどもその辺どうなっているのか教えていただけませんか。

(業務課長)

国有林材では、九州の局で地域と一緒に地域認証をやっております。他にもちょっとやっているとおり、地域材といったものを進めていくのに重要だということで、地域だけでは進まない、国有林が県と一緒に地域をまとめていこうという運動、そういうところは我々も一緒になってやろうという認識です。ただ、今おっしゃられた国有林材がどこを流れていくかは、御承知のとおり木材というのは全国に流れてまして、一つの県では終わらず、流域を越えてしまう。例えば東北でいえば国有林の杉の産地である青森、秋田、山形の材が、例えば岩手の工場に合板になっているということです。どこの県のものが入っているかは、国有林ということに限らず、木材を利用される方には関係ないんです。材というものであれば一つの束ねとして使っていく形ですので、残念ながら何々県出身の国有林ですよという経歴はつけておりません。

(亀山委員)

そういうのはつけた方がいいと思っているんですがどうなのでしょう。

(業務課長)

先ほど申し上げましたように、木材の流通自体が他産業とはちょっと違いまして、昔は鳥取県で出た材が吉野川にでてこういうふうなるというように、流通と産地が一致していないというのはお恥ずかしい話ですが、良いものは良いものに化ける、秋田の木材が沖縄で使われるとかそういうような状況であり、なかなか流通の問題もありましてそこはちょっと難しいと思っています。ただ先ほど申し上げましたように森林認証みたいな形のもので地域が限定されていくものについては、特化していくというのは可能なのかもしれませんけれども、全体的に言えばなかなか難しい。

(太田座長)

課題といいましてもなかなか難しい。慣習も含めて木材をどういうふうに扱うかということで、逆に言えば、地域を特定する扱い方でない方がいいということが少々あるのかもしれませんが。そういうことの中で他の食品等で行っているようなやり方と木材の流通がどういうふうに整合されていくのかというのはまだまだ難しい話と思います。その中で認証材が少しずつそういう壁を突破していくという形で始まっていると思っておりますが、私もよく理解できません。

各課長から、委員の先生方にこのあたりがそれぞれの指標で知っていただきたいということが逆に何かございましたら、短い時間ですが時間がございますので、もしありましたらお願いしたいと思います。

(木材産業課長)

住宅建設に係る助成制度についてですが、正確に申し上げますと低利融資をおこなっているのが5府県、それから利子補給が7県、それから補助金などが31道県、重複もございましたので、延べで実施しているのが36道府県ということになってございます。

(太田座長)

市町村でもやっていますね。

(木材産業課長)

市町村はまた別です。都道府県での数です。

(太田座長)

直接市町村で、市町村レベルのところで行っていると聞いたのですが、定住する人でないと思えないとかいろいろありまして、定住しなくても家を建てるんだったら使ってもいいのではないかと感じたことがあったのですが、定住が条件になっておりました。

(木材産業課長)

市町村のほうは、83の市町村になっております。

(太田座長)

市町村とか県になると正に国有林と違って地域のを直接、林業の振興とかそういうことで使ってもらおうということを出しやすいですね。ですからむしろ国よりはやりやすいという感じです。

それでは、委員の先生方よろしいですか。平成19年度政策の実績評価の目標設定の方向等については、本日いただいた御意見を踏まえ、更に検討していくということでよろしいでしょうか。それではそうさせていただきます。

それでは議題の3「その他」ですが、今後の日程につきまして事務局より御説明をお願いします。

(企画課長)

今後の日程でございますけれども、まず本日いただきました御意見を踏まえまして、目標設定につきましては更に検討させていただきたいと思っております。8月24日には農林水産省の政策評価会が開催される予定となっております。そういうことでございますので、その間まで更に結構ですので、もしお気づきの点がございましたら御意見を寄せていただければと思っております。いずれにいたしましても、今日の政策評価の目標設定については、まだたたき台の段階でございますので、当方の内部検討の中でまた大きな変更がございます場合には、再度資料を送付させていただきたいと考えております。

日程の方で次回の専門部会でございますが、現在農林水産省の中におきまして、政策評価の活用の一環といたしまして、もっと予算の検討に活用していこうということが議論されております。例年ですと6月に政策評価会を開催している訳ですが、これを3月に前倒しをしてはどうかということが今考えられているところでございます。当専門部会につきましても、農林水産省全体の政策評価会の日程をにらみながら開催日程について検討していきたいと考えております。然るべき時期になりましたときに委員の先生方にも御連絡させていただきたいと思っております。

最後でございますが本日の議事録、議事資料につきましては委員の皆様にご確認していただいた上で速やかに公表することとしております。以上でございます。

(太田座長)

ありがとうございます。3月に前倒しということはかなりな前倒しになりますが、これはどのようなものなのでしょうか。

(企画課長)

これは農林水産省の内部で検討されているもので、予算編成というものを考えますと、前年度の評価はなるべく早くできたほうがいいというのが希望的にある訳でございます。ただその場合問題となりますのは、評価の時間は非常に限られてきますので、どの程度の正確な評価ができるかが逆に今度出てくることとなります。そこでそれらを踏まえ

まして、どういう形で、切り上げた形で政策評価ができるのかといったことを内部で考えているところがございます。ただ、政策評価の時期をなるべく前倒して予算への反映をしていこうということはある意味筋の通った話ですので、今その方向で検討が進んでおります。例年6月でございましたので、座長おっしゃられるようにかなり前倒しになる訳ですが、3月くらいを目途に全体の政策評価会の開催を考えているところがございます。また、それに併せましてどういった形での評価が出来るかということを私どもも勉強しなければいけないと考えているところがございます。

(太田座長)

どうもありがとうございました。本日いただきました御意見等を御参考に平成19年度の実績評価の目標設定等の作業等の作成作業を進めていただきたいと思います。また、次回の部会につきましては事務局から連絡があるということがございますがよろしゅうございますでしょうか。委員の先生方御意見ございますでしょうか。

(宮城委員)

3月の部会については、今ここで作られた平成19年度の目標について評価する部会になるということでしょうか。

(企画課長)

そうなります。ただいま申し上げましたけれども例年6月にや行っておりますので、データを集める時期が3月では限られたものしか採れなくなってくる可能性がございますので、全てについて目標に対する達成度の評価ができるのかどうか難しい面がございます。そういう場合には、進捗状況なり他の参考データで評価せざるを得ない面がでてくるとは考えております。

(太田座長)

6月でも見込み数値みたいなものがございましたよね。

(企画課長)

6月でも確定してなく見込値として出していただいたものがございますので、3月になりますとそこはもう少しきつくなってまいります。

(太田座長)

それでは研究をお願いしたいと思います。それでは、特段の意見がないようなので事務局のほうでよろしく対応のほどよろしくお願いいたします。以上をもちまして本日の政策評価会林野庁専門部会を閉会といたします。どうもありがとうございました。